

総務委員会会議記録（第1号）

令和5年 9月21日

福島県議会

1 日時

令和5年 9月21日（木曜）

午前 11時 2分 開会

午前 11時57分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	先崎 温容	副委員長	坂本 竜太郎
委員	西丸 武進	委員	太田 光秋
委員	西山 尚利	委員	山田 平四郎
委員	渡部 優生	委員	大場 秀樹
委員	大橋 沙織		

5 議事の経過概要

（午前 11時 2分 開会）

先崎温容委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

先崎温容委員長

異議ないと認め、太田光秋委員、大橋沙織委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分、議員提出議案第209号外7件及び請願10件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、6月定例会において正副委員長に一任との決定がなされ、去る8月2日に実施したが、その概要については手元に配付しているので確認願う。

これより総務部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

（別紙「9月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明）

先崎温容委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

先崎温容委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

大橋沙織委員

庶務システムの改修について、改修に必要な期間はどの程度か。

職員業務課長

改修期間は6か月程度と見込んでいる。

大橋沙織委員

6か月となると、今年度給与改定があった場合に対応できないのか。

職員業務課長

本年度給与改定があった場合に支給できるよう、段階的に改修を進めていく。

渡部優生委員

総2ページの広報広聴費、チャレンジふくしま戦略的情報発信事業について、今回の補正の目玉だと思うため、どのような形で情報発信するのか詳細を聞く。

広報課長

チャレンジふくしま戦略的情報発信事業については、東日本大震災と原発事故以降、根強く残る風評を払拭するため、福島県風評・風化対策強化戦略に基づき情報発信に取り組んできた。先月のALPS処理水の海洋放出により新たな風評も懸念されることから、それらに対応する費用として国の福島再生加速化交付金を活用し、1億3,999万7,000円を増額補正するものである。

具体的な事業の内容だが、本県ゆかりの著名人等を起用して復興に向けて歩む本県の姿や観光、食等の魅力を発信する質の高い動画を制作し、大消費地である関東地方においてテレビCMを放映する。また、利用者が急増している動画プラットフォームで動画広告などを配信し、改めて本県の現状等に対する正しい理解の醸成を図るものである。

先崎温容委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

先ほどの質疑に関連して聞く。テレビCMでゆかりの著名人を起用するとのことだが、TOKIOであればジャニーズ事務所の問題もある。県はジャニーズ事務所の性加害問題を踏まえた上で、引き続きTOKIOとの関係は続けていくとのことだが、今回の新たな風評対策に向けた情報発信では、その部分をどのように考えているか。

広報課長

9月補正に関するタレント起用についてだが、当該事業については公募型プロポータルにより手続を進めており、参加事業者のキャスティング提案等を踏まえ、出

演ずる著名人を総合的に判断したいと考えている。いずれにしても、厳正な審査の上で最適な提案を選定し、最も効果が得られる情報発信に努めていきたい。

#### 渡部優生委員

今回の台風第13号被害の復旧費については、現在調査中の段階かと思う。これから県議会議員は選挙があり、それまで調査に時間がかかると、場合によっては臨時議会での予算審議等はできないと思うが、台風第13号による被害は大きく、早急に復旧予算を確保しなければならない。それを踏まえて、今後の予算確保や予算措置について大まかなスケジュールなどがあれば聞く。

#### 財政課長

台風第13号に伴う大雨被害については、現在各部局において被害状況の全容把握に努めている。予算措置の今後の見通しだが、災害救助法が適用になるため、被災住宅の応急修理等をはじめとした被災者生活再建の支援や、被災した河川や道路、農業施設等の早期復旧に向けて、関係部局と連携を図りながら既存の予算の活用も含めて、必要な対応を検討していきたい。

#### 大場秀樹委員

会津大学について聞く。このたび理事長兼学長が辞任したが、新しい理事長兼学長を選ぶスケジュール等は決まっているか。また、どのように決めるのか。

#### 私学・法人課長

会津大学の次期理事長選考については、学内規則に基づき大学が対応するものであり、先日選考手続が公示され、選考が開始されたところである。

今後、理事長選考会議等を開催し、数か月間にわたって選考していく日程となっている。県としては、法人からの申出に基づき新理事長を任命することとなる。

#### 大場秀樹委員

理事長選考について、経済安全保障の観点から様々な技術や学術情報の流出を懸念する声があるが、その辺りの考えを聞く。

#### 私学・法人課長

公立大学法人は、法令の規定に基づき大学の自主性、自律性に配慮することとされており、次期理事長については、学内規則に基づき大学自らが選考するものである。

経済安全保障については、会津大学において、国の法令に基づいた管理規程を定

め、組織的な審査体制により対応していると認識している。

大場秀樹委員

もう1点だが、会津大学は外国人教員が多い。教員を採用する場合に、何か基準はあるのか。

私学・法人課長

現在、会津大学には外国人教員が4割程度いる。教員については学内の採用基準に基づいて経歴や研究実績を勘案し、相応しい者を広く国内外から求めて採用していると聞いている。

先崎温容委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、新規請願165号外4件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

先崎温容委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願65号について各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

継続審査を願う。

大場秀樹委員

継続審査を願う。

大橋沙織委員

採択を願う。

先崎温容委員長

継続請願65号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、

採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願134号について各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

継続審査を願う。

大場秀樹委員

継続審査を願う。

大橋沙織委員

採択を願う。

先崎温容委員長

継続請願134号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願135号について各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

継続審査を願う。

大場秀樹委員

継続審査を願う。

大橋沙織委員

採択を願う。

先崎温容委員長

継続請願135号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願152号について各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

継続審査を願う。

大場秀樹委員

継続審査を願う。

大橋沙織委員

採択を願う。

先崎温容委員長

継続請願152号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願153号について各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

継続審査を願う。

大場秀樹委員

継続審査を願う。

大橋沙織委員

採択を願う。

先崎温容委員長

継続請願153号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は10月3日に行う。

以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、総務部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。



(午前 11時23分 休憩)

(午前 11時25分 開議)

先崎温容委員長

再開する。

これより危機管理部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「9月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明)

先崎温容委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

先崎温容委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

大橋沙織委員

災害見舞金の関係だが、増額の理由を聞く。

災害対策課長

災害見舞金について、当初予算では過去5年間の見舞金贈呈額の平均として270万円を計上していたが、今年度は5月の石川県奥能登地震、6月からは梅雨前線や台風の影響による大雨災害が全国各地で発生して贈呈予定額が当初予算額を上回ったため、今回補正予算を計上した。

大橋沙織委員

災害見舞金は、1つの県に対する金額は決まっているのか。

災害対策課長

自然災害により被害を受け、災害救助法を適用した市町村が存在する都道府県に

対し、死者数や住家被害の棟数に応じ20～100万円の幅で見舞金を贈呈するものである。

先崎温容委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

災害対応への尽力に感謝する。

今回の浜通りの豪雨災害の関係で幾つか聞く。いわき市と南相馬市では災害救助法が適用になった。県職員も災害対応で応援に入っていると聞いているが、各市に何名派遣されているのか。

災害対策課長

部長説明のとおり、いわき市に対し県と県内市町村から44名の職員が応援に行っている。うち県職員は、借り上げ住宅の受付支援等の業務を中心に15名を派遣している。

大橋沙織委員

借り上げ住宅の受付支援で15名とのことだが、罹災証明書の発行や住家被害認定調査には、県職員はどう対応しているのか。

災害対策課長

説明が不足していた。県職員15名のうち5名は住家被害の調査業務であり、これに市町村からの応援職員29名と合わせた34名がいわき市に派遣されている。残り10名が借り上げ住宅の受付業務である。

大橋沙織委員

次に、本会議の答弁で、県独自に給付金制度の創設を検討するとあったが、これは今回に限ったものなのか、それとも今後災害が発生した場合も同様の対応を続けていくのか。その辺りの検討状況を聞く。

災害対策課長

県の独自支援についてだが、現在被災家屋の調査を進めており、被害状況を把握した上で検討したいと考えている。

大橋沙織委員

職員も全力で対応していると思うが、それでは被災者に給付金が届くまで時間がかかる。一刻も早く被災者に給付金が支給される必要があると思うが、支給のめどなどがあれば聞く。

災害対策課長

まずは被災家屋の被害状況を把握し、分かった段階で県の独自支援の内容が検討できると考えている。

大橋沙織委員

これまで本県でも様々な災害があり、令和3、4年福島県沖地震の際も10万円の給付を行ってきた。そのため一刻も早い対応を改めて強調し、要望とする。

次に、被災者が使える支援制度をまとめたパンフレットの作成についてである。今月11日に日本共産党県議団で要望した際も伝えたが、いわき市は13日頃には生活再建に使える支援制度のパンフレットをまとめていた。このようなパンフレットは被災者が今後を考える上でも必要だと思う。今までも被災地を回った際に、支援制度を伝えると大変喜ばれるという経験を何度もしている。今回のいわき市の取組はよい事例だと思っており、これを市町村の努力とするだけでなく、県として一定のテンプレートをつくり、市町村が引用して使えるように検討していく必要があると思うが、どうか。

災害対策課長

今回の台風第13号に伴う大雨被害については、県でも専用のホームページを作成し、被災者への支援項目について随時更新を続けている。引き続き被災市町村と協力しながら、パンフレット等の作成についても取り組んでいきたい。

西山尚利委員

台風第13号に関連するが、私もいわき市内郷地区の被災現場に行ってきた。夜に雨が降って1～2時間で水位がどんどん上がり、恐怖と不安の中で一晩を過ごしたと思う。

部長説明要旨にあさって郡山市でイベントを開催するとあり、このような臨場感や危機感を伝えてほしいと思うが、イベントの内容について詳細を聞く。

#### 危機管理課長

あさって実施する防災イベントは、様々な災害を体験できる体験型イベントとしている。豪雨体験としては降水の体験ができる車両があるのだが、今回は準備できなかった。

ただ、今回の被害を受けて、いわき市の被害写真を展示するとともに、災害ボランティアの受付の様子や被害状況を知ってもらうことで、ボランティアの確保に結びつけたい。また、線状降水帯についての資料も急遽作成し、防災イベントの中で線状降水帯の怖さを理解してもらうよう努める。

なお、大雨や豪雨に対する体験としてはドアの水圧体験を準備しており、ボックスの中に水を入れて、ドアを開けるときの抵抗や浸水時の水圧による避難行動への支障を体験できるようになっている。

#### 坂本竜太郎副委員長

災害対応に感謝する。関連して聞くが、今回は降り始めからピークで、どうにも身動きが取れない状況だった。あと30分雨が降り続けていたら、もっと甚大な被害が生じた可能性もあることを認識した上で取組を進めてほしい。

また、現実として外に避難できず、垂直避難したケースが非常に多かった。市民からも「垂直避難するしかなかった」との言葉があったが、垂直避難という言葉自体が定着し浸透してきたことは、成果として捉えてよいと思う。残念ながら避難行動に出たと思われる1名が犠牲となったが、外に出られなかった人が垂直避難を徹底して命を守り抜くことができたことは、住家被害はあったにしても、直近の事例として今回のイベントで伝えてほしい。身を守るためにそれぞれが現実はどう行動すべきか、マイ避難の浸透をさらに図ってほしいと思うが、考えがあれば聞く。

#### 危機管理部長

今回の線状降水帯発生による大雨は、これまでに経験したことのない雨の降り方だった。今回の経験を踏まえ、幾つか皆に伝えるポイントがあると思うが、1つは線状降水帯が発生してから避難を始めるのはリスクがあるということである。今回、いわき市でも雨が降り始める前から早めに避難を呼びかけていたが、その段階から速やかに避難行動を取ることが大事である。

また、坂本副委員長が述べたように、避難行動が取れなかった場合に垂直避難することや、避難行動に移ったときに外に出て何に注意しなければならないかをしっ

かりと伝えることも大事だと思う。

ハザードマップで浸水リスクがある地区はもちろんだが、線状降水帯が発生した場合、河川近くの住民はどこでも被害が起これり得るとのリスクも含めてしっかりと周知、啓発し、県民にもそうした認識を持ってもらい、マイ避難のさらなる実践につなげていくことが重要だと思う。各委員からの意見のように、イベントではそうしたことが伝わるよう工夫して発信していきたい。

なお、今回も郡山市のビッグパレットふくしまでイベントを行うが、昨年度、他地域でもイベントを行ったらどうかとの意見があったため、今後いわき市と会津若松市でサテライトイベントのような形式で開催したいと考えている。イベントに県のブースを出展し、地元と協力して県内に幅広くそうした経験を伝えていくなど、これからもしっかりと取り組んでいきたい。

山田平四郎委員

坂本副委員長の質問や部長答弁を聞いて思ったが、被災した様々な地区を見ると内水氾濫がある。自宅が河川から離れていれば安全ということはなく、様々な状況があるため、郡山市のイベントでは、河川から離れている人にも降雨状況を考えてどのような避難をしたらよいかぜひ伝えてほしい。よろしく願う。

先崎温容委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午前 11時46分 休憩)

(午前 11時50分 開議)

先崎温容委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案 8 件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

先崎温容委員長

初めに、議員提出議案第209号について、各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

可決を願う。

大場秀樹委員

可決を願う。

大橋沙織委員

可決、否決ではなく、採決の際には退席する。

先崎温容委員長

議員提出議案第209号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第210号について、各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

可決を願う。

大場秀樹委員

可決を願う。

大橋沙織委員

先ほどと同様に、採決は退席する。

先崎温容委員長

議員提出議案第210号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第211号について、各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

可決を願う。

大場秀樹委員

可決を願う。

大橋沙織委員

こちらも同様に採決は退席する。

先崎温容委員長

議員提出議案第211号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第212号について、各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

否決を願う。

大場秀樹委員

否決を願う。

大橋沙織委員

可決を願う。

先崎温容委員長

議員提出議案第212号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第213号について、各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

否決を願う。

大場秀樹委員

否決を願う。

大橋沙織委員

可決を願う。

先崎温容委員長

議員提出議案第213号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に議員提出継続審査議案第191号について、各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

継続審査を願う。

大場秀樹委員

可決を願う。

大橋沙織委員

可決を願う。

先崎温容委員長

継続審査議案第191号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に継続審査議案第193号について、各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

継続審査を願う。

大場秀樹委員

継続審査を願う。

大橋沙織委員

可決を願う。



先崎温容委員長

継続審査議案第193号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に継続審査議案第194号について、各委員の意見を尋ねる。

山田平四郎委員

否決を願う。

大場秀樹委員

否決を願う。

大橋沙織委員

可決を願う。

先崎温容委員長

継続審査議案第194号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

（書記朗読）

先崎温容委員長

初めに、新規請願165号については、さきに審査した議員提出議案第212号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願166号については、さきに審査した議員提出議案第213号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願149号については、さきに審査した議員提出継続審査議案第191号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願150号については、さきに審査した継続審査議案第193号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願151号については、さきに審査した継続審査議案第194号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月3日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明9月22日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

(午前 11時57分 散会)